

学校開放事業審議会

第5回会議録

日時：平成22年12月21日（火） 午後2時から4時まで

会場：梅田地域学習センター 第1学習室

出席者：審議会委員・・・ 柳沢和雄会長、飯ヶ谷美恵副会長、丸山昌哉委員、田本登喜雄委員、
下川佐智子委員、丸山悦男委員、古田正彦委員、岩城武委員、
平柳茂雄委員、長谷川京子委員、宮崎計亮委員、鈴木良太郎委員、
高橋久代委員

教育委員会・・・ 紙谷生涯学習部長、久米スポーツ振興課長、
広瀬振興係長、中山主任、高橋主任、日高主事（以上19名）

1 挨拶

審議会会長挨拶

柳沢会長：皆様こんにちは。年度末のお忙しい中、このお時間にお集まりいただきありがとうございます。

だいが審議も煮詰まり、新たな要綱を事務局で作っていただき、それに基づいて前回色々なご意見をいただきました。その中で開放形態・利用条件あるいは利用者義務・運営委員会のあり方など、ご意見が出たものを再度検討していただき本日資料にして提示されております。

23年の3月末までに答申を出さなければならないので、今日でおおよそのところは固め、年を明けて答申を考えていきたいと思っておりますのでよろしくご審議いただければと思います。本日はよろしく願いいたします。

教育委員会挨拶

紙谷部長：皆様こんにちは。本日はお集まりをいただきありがとうございます。

昨日で第四回定例会が終わりました。その中でもスポーツ関係の質問がいくつか出ました。一つは総合型地域クラブに対する質問で、内容は認知度が低いのもっとPRしてはどうかというものや、指導スタッフが少ないので支援できないかというものでした。もう一つはパークで筋トレに関する質問です。開催場所に偏りがあるので、区内まんべんなく実施してはどうかという声がありました。このことから、区民の方もスポーツ振興に関心が高いということが伺えました。現在、区の来年度の予算編成について最後の大詰めに入り、区長による査定が行われております。区では独特の予算編成の方法を取っており、各部の包括予算ということで、部長の権限である程度自由にやって良いというものと、もう一つは各部の予算の中のみでは収まりつかない投資的事業があります。投資的事業は生涯学習部の関係で言いますと、スポーツ施設が老朽化し改修する時期を迎えております。総合スポーツセンターだけでも億単位の経費がかかる改修工事しなければならないと区長に話したところです。

年末も押し迫りこれからますます寒くなりますが、ぜひとも風邪を引かず、良い新年を迎えていただければと思います。本日はよろしく願いいたします。

第4回学校開放事業審議会報告

日高主事： 11月24日(水)に行いました、第4回学校開放事業審議会の報告をいたします。前回は、これまで委員の皆様からいただいたご意見を基に事務局より新要綱のたたき台をお示しさせていただき、それぞれの項目について皆様よりご意見をいただきました。登録要件の在住・在勤といった区域をどのようにするかというところでは、中学区域で半数以上とした場合と、区内全域とした場合とそれぞれの問題点を挙げていただきました。また、利用人数の問題についてその確認や制限をどのように仕組みとして落としていくか、総合型だけでなく青少年育成団体の利用に関する柔軟な対応についてなど、様々なご意見が出ました。

また、営利団体について具体的にどのようなものが営利となるのか、あまり時間はありませんでしたが議論にあがりました。その中で、登録団体の運営の方法によって、金額の大小に関係なく営利となりうるため、具体的な線引きは非常に難しいというご意見がありました。

本日の第5回についても、前回に引き続き要綱に関しての具体的な審議がメインとなりますので、引き続き活発なご意見をよろしくお願ひいたします。第4回の審議会報告は以上です。

2 審議会

(1) 学校開放委員会実施状況アンケート報告

飯ヶ谷副会長： アンケート資料をもとに報告

皆様こんにちは。本日の資料「学校開放運営委員会実施状況アンケート集計結果」ということで、各学校の運営委員会の会長であります足立区体育指導委員会80人にアンケートを取りました。その結果がここに出ているとおりです。提出が53名で、ここで1つずつ項目を確認はせず、特記すべきところだけご説明させていただきます。

C開放運営委員会の担当校とありますが、1人で2校を担当している体育指導委員が19名、3校で会長を仰せつかっている体育指導委員が2名いるということです。多くの体育指導委員は1人1校となっています。

それから運営委員会の開催数ということでは、ばらつきがあるというのをずっと申し上げていましたが、一番多くて年間6回、つまり2ヶ月に1度で開催している学校が56%となっております。他には4ヶ月に1回というところもあれば、毎月のように行っているところもあり、これだけのばらつきが学校・地域によってあるという結果が出ました。

会長自身の参加率では、担当ですから100%出席している体育指導委員がほとんどです。参加率が少ないところでは何か事情があって行けなかったことを書いているのではないかと思います。

団体の参加率の年間平均ですが、会議に出席した団体が優先的に場所を取れるというようにここ1・2年でルールが浸透してきましたので、大変高い参加率となっております。それ以前は既得権と言いますか、長い間使っている団体は出席しなくてもなんとなくそのまま場所が取れていたようです。

学校側参加者は、どなたが運営委員会に参加されているかということです。校長先生、副校長先生、それからPTA会長さんや学校の教職員の方ということでアンケートを取りました。やはりどこの学校も副校長先生が担当されご出席されている学校が多いです。残念だったのはPTA会長さんの出席率が、体育指導委員でちゃんと構成員の確認をしていませんで

したのでお声をかけられず少なくなっています。

その他、学校開放に関して自由に記入していただいたものをここに全部載せております。細かい件に関しましては、体育指導委員会の研修会で調整をしていきたいと思いますが、大きく何点か発表させていただきます。

「運営委員会が学校側の予定を伝えるだけの会議になってしまっている」とありますが、これは1校だけではなく何校もあり、体育指導委員の会議の進め方に問題があるのではないかと思います。利用調整会議だけにならず、学校の状況や地域の状況、問題点などを話し合うような会議にしていきましょうということは、何度か体育指導委員の中では出ているのですが、開放団体の中には早く場所だけ押さえて帰りたいという雰囲気のところもまだいくつかあるようです。もう少し会議のあり方を考えていかなければと思います。

有料化に対しては概ね賛成というご意見が多数でした。中には「有料化に今は賛成できないが将来的には仕方が無い」というご意見もありました。

また、近隣住民からの苦情というのはどこの学校でも体育指導委員の耳に入っていると思います。苦情についてはそれぞれで事情が違ってくると思いますので、細かな対応をしていくしかないのかなと思います。

登録更新についても4年は長すぎるので、1年や2年にしてはどうかということや、会長間での引き継ぎをしっかりとしてほしいといった意見がありました。今後はきちんとした運営委員会のあり方を作り全ての学校で統一した進め方ができるように全体研修等で持っていきたいと思います。現状としての結果が今日ここに出ていますので、細かいところは後ほどご参照いただきたいと思います。

柳沢会長： ありがとうございます。体育指導委員の皆様にはかなりご苦勞をおかけしているところがございますけれども、皆様からの意見を集めていただきました。大よそのところではこの審議会の方向と流れは同じような印象を受けましたが、このデータについて何かご質問がございましたらお願いいたします。

宮崎委員： 使用団体がほぼ100%に近く出席しているということですが、これは申請書を提出する団体ということでしょうか。年に数回程度しか使わず登録している団体で利用がない月は出席されないのではないかと私の経験上思います。そのような団体も出席するかどうかで、運営委員会の役割が単なるスケジュール調整になるのか、それとも学校や地域に協力するといった方向に行けるのかという大きな違いがあると思います。

飯ヶ谷副会長： 毎週使わなくても登録している以上出席されているところもあります。先ほど申し上げたように場所取りだけの会議ではないため、お時間があればぜひ出席してくださいと、なるべく出席していただく方向でお願いしております。

柳沢会長： 単なる場所取りだけの運営委員会だけではないということで、利用している学校や地域のために利用団体が貢献できる方向で考えていきたいと思います。他にいかがでしょうか。

丸山(悦)委員： 体育協会の連携について、指導者確保の他にはどういった連携をお考えでしょうか。

飯ヶ谷副会長： 今まで体育協会とコンタクトは取ってきませんでした。様々な団体がある中で、これまでは地域で集まって仲間内でやっていたというのがありますが、最近は指導者を呼んでもっとレベルアップしたいというチームが多くなってきたように感じます。誰に指導を頼んだらいいかわからず、指導者を探しているチームが増えてきました。体育協会で指導者を紹介できないかという相談を受けることがあります。

柳沢会長： よろしいでしょうか。運営委員会がいろんな地域の事業をするようになれば、体育指導委員と利用団体だけではなく、体育協会などそういった団体の協力も仰ぐように恐らくなってくると思うので、その時また検討していただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

飯ヶ谷副会長： 本日校長先生がお見えになっているのでお伺いしたいのですが、副校長先生が運営委員会を担当され、会議では学校の行事予定などを発表していただいているように思いますが、中には副校長先生にかなりの負担をかけている学校もあるのではないかと思います。運営委員会で利用予定表やお知らせなどの作成をして自主運営できているところと、未だに副校長先生に全部お願いしてやっただいているところと温度差がありますが、そのあたりではいかがでしょうか。

田本委員： 負担は確かにあります。2ヶ月に1回の会議ですが、忙しい中出席することについて多少の負担はあると思います。以前は副校長が全てを行っていましたが、学校側の負担を減らす目的を含め自主管理が始まったかと思います。今では運営委員会の会長さんを中心に進めていただいているので以前ほどの負担はありませんが、施設管理は事実上副校長の職務ですから協力していかないと。

丸山(昌)委員： 本校は登録団体が多い方かなと思っていたのですが、他校と比べるとさほどではないということが分かりました。本校はほぼ決まった曜日に決まった団体が入っているということで、副校長のスケジュールリングについてそんなに負担はかかっているとは思いません。ただ、年に数回地域の幼稚園や保育園の行事のために本校の校庭や体育館を使用するという時には特別に運営委員会に出席していただきながら調整しています。

飯ヶ谷副会長： どの学校でも運営委員会で利用調整後に利用予定表を作成されると思うのですが、それは運営委員会と学校とどちらが担当して作っているのでしょうか。今後はなるべく運営委員会の方で作成していきたいと思っています。空いているかどうかの問合せや苦情もこちらで対応できるようどのように調整しようかと。

田本委員： 私の学校では副校長が作っています。

丸山(昌)委員： こちらも同じです。ただ今までの慣例というものがありましたので、これからできる足立区統一のルールで運営委員会の役割などを明確に決めればまた変わってくると思います。

田本委員： ただ、学校施設を使っただけで、学校側が全く関わりを持たないというのはありえませんので、一緒にやっていく考え方になると思います。ですから今でも副校長の職務の1つだと認識しております。そうしなければ何かあった時の連絡調整がうまく取れなくなりますし、共通理解のもと使用していただくべきだと思います。

宮崎委員： これからの学校開放に運営委員会が学校や地域へ協力していこうというビジョンがありますが、それを進めるにあたって学校側に新たな負担が出てくるのではないかと思います。このまま学校側の負担を減らすために開放と学校を切り離して自立していくのか、学校や地域と協力する方向へ持っていくのか、方向性が見えなくなっているような気がします。

飯ヶ谷副会長： 私が申し上げたのは、あくまでも事務的な処理について自立できているところとそうでないところとで温度差があるということです。当然学校を使用させていただいておりますので、副校長先生には運営委員会に出席していただき、今後も学校側と連携を取っていききたいと思っています。

柳沢会長： 今の話は非常に重要で根が深い話だと思います。開かれた学校や学社連携など以前から言

われております。単に学校施設を資源が足りないから空間としてお互いに使いましょうとマイナスを埋めるだけでなく、その学校の子も達を地域の人はどう見守り育てていくかというところまで議論は行き、学社融合論やコミュニティスクール論などがあるわけです。ですからこの審議会の答申もそういうものをベースにしながら、単に場所のやり取りだけではなく地域貢献事業や学校貢献事業を、といった話が出てくるわけです。

学校づくりや地域づくりにどう関われるか、そこで暮らしている人や利用する人の意識を変えるぐらいにしていかなければならないと思います。単に学校に負担にかけてしまうから切り離そうというものではありません。事務処理などは今言ったようにできるだけ先生の負担を減らすような方向でルールは作らなければなりません。根っこのところはしっかり考えていかないと良い地域にはなっていないと思います。そこを誤るとわがままな人たちが勝手に大きな声を出して騒いでいるというだけの学校開放になってしまうかと思っています。

他にいかがでしょうか。また何かありましたら審議の途中でけっこうですのでご発言いただければと思います。

(2) 【あるべき運営】に基づく要綱案の審議

広瀬係長： 資料をもとに説明

柳沢会長： ありがとうございます。参考資料には登録更新時のチェック表をつけていただきました。会計の帳簿についても提出が義務付けられているということですが、いかがでしょうか。

宮崎委員： チェック表の5番目の項目について、政治・宗教・営利活動ではないかというところの営利活動についての判断基準が明確にはないということでしたが、実際線引きは難しくそこについてどのようにお考えでしょうか。

広瀬係長： 以前事務局レベルで営利活動の基準をどうするか議論になりました。その後登録更新時には月会費を8千円以上とっている団体に全て連絡を入れさせていただき、会費の用途について確認をいたしました。

例えば私が担当したところでは、ある文化活動団体で1万円以上の会費を集めているところがありました。着物の着付け教室を行っていた団体だったのですが、結局その団体は代表者の方が更新を遠慮させていただきますという形で登録廃止となりました。それ以外ではスポーツ団体でユニホームを購入するためこの期間どうしても高額徴収となってしまったというところもありました。

直接団体とコミュニケーションを取ることでクリアになりますが、基準についてはどこに置けばいいのかというのが非常に難しいです。

柳沢会長： 明確な基準については非常に難しいと思います。活動の中身によっては材料費がかかる団体もありますし。

広瀬係長： 1500団体の内、十数団体は8千円以上の会費を集めている団体だったかと思います。

宮崎委員： 例えば指導者自身がコーチ業を生業として活動しているクラブチームももちろんあると思います。指導を専業としてやられている方もいらっしゃるわけですが、それは営利活動となるのでしょうか。

飯ヶ谷副会長： 前回は申し上げましたが、指導者に謝礼をお渡しすること自体は問題ありません。少年団体であれば地域の保護者の方が運営し、指導者の方に1回毎や月額での金額を規定で決

めた上で謝礼をお支払している分には良いのです。ただ、指導者の方が団体のメンバーから個々に会費を徴収するのは問題だと思います。指導者の方が個々に会費を徴収すると、会員が増えれば増えただけ指導者の方の収入が増えることになり、営利活動と見られるのではないかと思います。

たくさん集まった会費の中でユニホームを買ったり道具を買ったりすることは営利にはなりませんが、指導者の方が独自にお金を管理されている場合は営利目的ではないかと疑いを持たれても仕方ないと思いますので、きちんと運営者と指導者を分けた方が良いと思います。

中には複数の学校で別団体として登録しながらも指導者の方が全く同じというところもあります。その会費が団体の大元の収入になっているのか指導者個人の収入になっているのかは分からないのですが。その他には、学校帰り子ども達に校門前でチラシを配って勧誘していたサッカークラブの方に一度注意をしたこともあります。

宮崎委員： 例えば足立区の総合スポーツセンターを使用しているサッカークラブでもボランティアで活動されているわけではなく指導者の方は完全にプロでやられていると思います。会員をたくさん集めれば収入になるかもしれないですが、法外な金額ではなく、むしろ多くの子ども達が参加しているという事実を見れば、それに見合ったすばらしい指導をされていると私は思います。

営利活動の線引きを決めないのであれば決めないで私は良いと思うのですが、決めるのであれば非常に難しくなると思います。

田本委員： 少なくとも学校の中で活動している以上ある程度の規制があって当然だと思います。特定の指導者や主催者が常識では考えられない多額の会費を徴収しているなどということは、どこかでしっかりとした査定を行って問題があればペナルティを与えるなどして正していく必要があるかと思います。

子ども達が自分で使うユニホームなどは個人の負担で買ったとしても、運営費に月8千円や5千円というのは学校開放としてどうなのだろうと思います。それで学校の使用料は無料ですから。線引きも考えられますが、やはりチェック機能が必要だと思います。監査のように誰かがチェックする機能を作り高額の収支を出されているところは内容までしっかり見て行く必要があると思います。

学校を使用する以上は子どもたちの学びの場だということをしっかり認識しないといけないと思います。もちろんサッカーや野球などのスポーツにはお金がかかりますが、そのお金も全て選手に還元できるようなものであれば問題ないのです。スパイクやユニホーム、ボールやバットなどは必要な分を購入するために会費として徴収するのは問題ないと思いますが、それが特定の方の報酬となってしまうというのであれば本来の学校開放の目的から外れているように思います。

柳沢会長： いかがでしょうか。基準を要綱に明記するか、それとも内規とするかということもあると思います。

会費を徴収するというのはやぶさかではありませんが、それは生活の糧になるような性質のものであってはなりません。会費収入で生業が立つような活動というのは基本的には学校開放にはそぐわないし、場合によっては公共施設でも同じことが言えると思います。営利が絡んでくるのであれば高額な使用料を徴収するという考え方もあります。

ちなみに足立区の総合型地域クラブの会費が一番高いクラブでは月いくらくらいなのでしょう。

平柳委員： K I Tクラブでは月1千円です。設立当初は1回100円で集めていました。指導者の方には3千円の謝礼を支払うので当日30人集まらない時は赤字になってしまいます。他のクラブでは振込みなどである程度まとまって集めることはできるようですが、また、3千円の謝礼ではやってくれる指導者がなかなかいないということもあります。事情を説明してなんとかやっていただいています、クラブ内で内職などしないととっくにパンクしているというのが現状です。

柳沢会長： クラブがとんとんで運営できるように会費を集めるとしたら月にどのくらいの会費が必要になりますか。

平柳委員： 最低でも月1千円は必要かと思います。

柳沢会長： スポーツ少年団の部費はどのくらいでしょうか。

丸山(悦)委員： 私が知っているサッカーの少年団は月500円です。皆さんボランティアでやっているのものでそれで十分かと思います。

宮崎委員： 私が関わっているところも月500円ですが、実際それで全て足りているかというところではありません。サッカーでは試合に出る際に正のユニホームとサブのユニホームが必要となります。毎年購入するわけではありませんが、購入が必要な時はこの学年から千円や2千円と集めましようとなる場合があります。あと、絶対に必要となるのが保険代、登録費、救急用品などです。

柳沢会長： 学校ではあまりテニス団体は活動していないかと思いますが、テニス関係ではどうでしょうか。テニスも高額な月会費を取っている場合があると聞くのですが。

田本委員： 学校は基本的にグラウンドですから、基本的にテニスには向いていないのだと思います。

宮崎委員： 一つの考え方として、指導者がそれを職業としているものが営利だと私は漠然と考えています。例えば着付け教室でも着付けを職業としている方が学校を使って教室をされると結局営利活動となるのだと思います。仮にその方を講師に雇ってきたとしても、考え方によっては営利になるような気もするのですが。

柳沢会長： 学校開放でも活動の中で時々専門家を呼び指導していただくこともあり、またそのような活動も必要だと思います。サッカーなどでもトップ選手を招いて子ども達に指導していただくことがあります。ただ、常時そのような活動で生業が立ってしまうような活動形態は問題ではないかと思っています。

広瀬係長： インターネットである団体を調べたことがあるのですが、驚いたことに活動場所として区内の小学校の名前がずらりと一覧に出ており、個々の団体ではなく一つの組織となっていました。そこでは月会費が2千円とそこまで高額ではありませんが、一つの構成をなす団体が複数校登録をして活動をしている例なのではと思います。そのような形態がすぐに営利と結びつく訳ではありませんが、皆さんのご意見を参考にしてみたいというのが事務局の思いです。

田本委員： 一番問題となるのは団体の主催者とコーチなどの指導者がイコールであるところではないでしょうか。レベルアップのためにコーチを呼んでその報酬を払うのは当然で、レベルが高くなれば高くなるほど良い指導者を呼ぶのも当然な流れだと思います。主催者自体が指導者を持たず独立していればクリアできると思いますが、主催者と指導者が一緒になって、会費

を徴収しその主催者と指導者がなんらかの形で報酬を得ているところは判断が非常に難しいと思います。それらにはっきり線が引けるような何かがあると良いと思います。

柳沢会長： 他にご意見はありますか。私は総合型の会費というのが一つの目安となるかと思います。現在総合型地域スポーツクラブが全国で約3千あります。平均すると全国のクラブの会費が400円弱ですから年間5000円です。本当はもう少し2千円くらいは取って良いと思うのですが、一つの目安になるとと思います。

古田委員： 基本はボランティアなので、会費も抑えられているのだと思います。ボランティアでやるとしても施設を借りるのにお金がかかるのでそれなら無料の学校開放を使ってというのがベースになっているのではないのでしょうか。

柳沢会長： 本日は利用料金の話も出てきますので、そこで週1回使用したとして月の使用料がどれくらいになるのかというのもあると思います。そのことについて説明いただけますか。

宮崎委員： その前に一つだけよろしいでしょうか。営利について金額で判断するというのとは一つの方法かもしれませんが、例えば具体的なもので都で今回募集しているU-15の女子フットサル大会の参加費は2万円です。10人の選手で2万円の参加費となると結局1人2千円必要になります。大会に出るにもこうしたお金がかかっているの、一概に金額で判断されるのもどうかと思います。

古田委員： その辺については、会計報告での収支内訳がしっかり他の人から見て分かるようにしてあれば問題ないと思います。

飯ヶ谷副会長： もう1点よろしいでしょうか。12条で、登録要件のところでは構成人数10名以上の内通学区域に5名以上が在住・在学・在勤とするところの「5名以上」が外れています。今までは当該校に属する中学校の通学区域に5名以上必ず在住・在学・在勤というのがありましたので、そここのところ皆様にご意見を伺いたいです。今まではこの要件がとても重要なところだったのですが、これがなくなりますと地域以外の団体も受け入れていくようになります。

柳沢会長： 12条のところの10名以上という要件に比率を入れるかどうかについて皆さんいかがでしょうか。

広瀬係長： 従前は10名以上で5名、たとえ100人の団体であっても中学区域の在住在勤者が5名以上であれば登録ができました。全体の比率が大事なのではないかということで、前は半数の5割以上でご提案させていただいたのですが、色々意見が出たのを受け今回はこのようにさせていただきました。

宮崎委員： これでは足立区民が1人いれば良いということにもなってしまいますので、他区からでも簡単に登録できてしまうようになります。年々メンバー構成が変動していく中で常に5割以上が区域内にいるというのは難しいですし、団体からすれば1人でも含まれていればOKとなればものすごくありがたいというのはありますが。

足立区在住者が半数以上で、その内の1人以上がその学区域に属しているという内容では弱いでしょうか。

古田委員： 全体の半数以上が足立区民で、その中で中学の通学区域内に何名と決めるのは良いと思います。

飯ヶ谷副会長： 今後地域や学校に協力していくことや運営委員会の会議を場所とりだけのものではなくすることを考えると、その地域や学校に全く縁のない方々の利用が増えた場合、なかなか

難しくなるのではないかと思います。今でも団体に車での乗り入れはいけないということを毎回言っておりますが、若者達のグループで色々なところから集まってきているような団体の中には車で来る人もいます。それから会議に出席される方が区域内の方であれば顔見知りなので問題があった時にすぐに連絡を取ることができるのですが、色々な地域の団体となるとそれも難しくなり、地域や学校との連携も薄くなってしまっているのではないかと思います。たくさんの方に利用していただきたいですが、誰でも良いということではなく地域の方を中心に利用すべきで、団体の中にも必ず何人かいてほしいと思います。

久米課長： 聞いた話ですが、ある学校で体育館を半面ずつに分けて利用している、仮にA団体とB団体としましょうか。利用時間も一緒なので互いの行動がよく見えるようなのですが、A団体の人から見るとどうもB団体の方はこの地域の方たちではないと。電車でどこかからやってきて、学校で卓球をしてまた電車で帰っているようです。このように駅に近い学校というのは非常に人気が高く、こういう利用実態もあるようです。ああいう利用形態は学校開放にそぐわないのではないかと話をいただきました。やはり地元で古くから住んでいる顔なじみの方々に活動している団体から見ると地域の人ではないとよく分かるようです。今の登録申請時のチェックではなかなか見抜けないところです。

下川委員： 通学区域に在住であれば地域の方であると分かるのですが、在勤や在学者というのはどこか他の地域から来る場合も当然出てきます。地域に重点を置くということであれば在住であるところの要件に重きを置いて、在学や在勤と分けるのも一つの考えだと思います。

柳沢会長： 比率や人数の問題に恐らくなると思います。在住であるところにウェイトを置くこと自体は問題ないと思いますが、在住を半分以上として在勤であればどのくらいという風にまたややこしくなるかなという面があります。

飯ヶ谷副会長： 少年団体はあまり問題とならず、社会人の団体が問題になることが多いです。特に若者たちが地域の友達だけではなく、違う区の友達なども一緒にというのが最近多いものだから。種目によってはどうしても人数が集まらないので色々な地域から人を集めているのだと思います。

平柳委員： 入谷地域の学校でも学校開放で春日部ナンバーの車が駐車していることがあります。話を聞いてみるとOBで集まっているそうです。転勤や結婚などして他の地域に行った人たちが学校に集まっていると。

古田委員： 本当にOBであるかどうかは、卒業年度を確認することで区別できると思います。

柳沢会長： 今若者などはインターネットで仲間を集めますから、色々なところから集まってしまうのだと思います。ただ、学校という性格を考えると地域が基本となると思います。先ほどの春日部ナンバーの車の話でも、わざわざこちらを使うのではなく春日部の学校を使うことも可能なわけですから。

田本委員： 少年団体については、女子サッカーなどは元々の人数が少なく区内の色々なところから子ども達が集まっていますので、あまり厳しく制限せずに区内であればいいのかなと思います。他の団体についても例えば一人足りなくなったからそこでバツサリと登録から外すのではなく、1年間の猶予を設けてそれでも集まらなければ再登録できなくするなどとした方がいいのではないのでしょうか。

先ほどから話にありますOBの話でも、あちこちに散らばった卒業生が集まっているのではなく、地元に住んでいる卒業生の数人がそれぞれの高校や大学の友達を集めて使っている

ということもあります。あちこちから車で来ること自体は規制していくべきかと思います。明確な案を出せず抽象的な意見で申し訳ありません。

柳沢会長： いかがでしょうか。在住在勤の要件は当然入りますが、中学校の通学区域というところの表現を足立区全域とするか、またその割合や人数をどうするかと2つありますが。

広瀬係長： この場では現行のままの中学区域に在住在勤の方を5名以上とさせていただき、またご意見があれば後々に議論いただければと思います。

柳沢会長： 現行どおりということでお願いします。他に何かございますか。

宮崎委員： 利用時間についてですが、空いている場合は二単位とってもいいという工夫ができるようになっていきますでしょうか。

広瀬係長： 特に記載していません。

宮崎委員： では基本的には空いても利用できないということでしょうか。

広瀬係長： 新しい団体が入れるようにと、あえて記載しませんでした。

宮崎委員： 先ほど校長先生のご意見で少年団体については在住在勤の条件を緩くして良いのではというご意見をいただき大変ありがたいです。利用時間についても少年団体が空いていれば複数回の利用を許可できるよう工夫していただきたいのですが、いかがでしょうか。

古田委員： 学校によって色々事情は違うかもしれませんが、空いているのであれば多少緩和しても良いと思います。

宮崎委員： 例えば小学校の放課後子ども教室が終わってからの限られた時間でも、そこに少年野球や少年サッカーは週1回までしか入れないということになってしまうのですが、他に皆さんの方でご意見いかがでしょうか。

鈴木委員： 空いているのであれば、有効利用していただければ良いと思います。

広瀬係長： 恒常的に週2回や3回、あるいは土日をフルに使っているという団体もありますので、既得権的な意識が団体にあると私は考えております。新しい団体さんがいつでも入りやすいように空けておくことも必要なのではないかと思います。事務局がいつも困ってしまうのは、新規に登録したい団体があっても利用実態から運営委員会や学校でもういっぱいですよと断られてしまうことがあるからです。そういった意味で空けておいておいた方が良いのではという取り組みです。その点を各自認識していただいた上で、有効活用として利用していただくのはけっこうでございます。

柳沢会長： 基本的には週1回3時間で利用していただいて、空いていれば協議の上利用するということで、恒常的に既得権化してそこが使えるというわけではないということです。当然使う理由がその都度必要になるということだと思います。制限することで既得権意識を減らし、なくしていこうという方向だと思います。

よろしいですか。それでは、受益者負担の考え方について資料も出ておりますので、そちらの説明をお願いいたします。

(3) 受益者負担のあり方・方向性

高橋主任： 資料をもとに説明

柳沢会長： ありがとうございます。現行の条例を適用した場合の一人当たりの負担や徴収方法に関するメリット・デメリットをお話いただきましたが、いかがでしょうか。

少年団体については減免すると考えてよろしいでしょうか。

- 広瀬係長： はい。大体1ヶ月の負担が現行条例でどの程度になるかをお示しさせていただいた資料ですが、これ以外にもバリエーションが色々と考えられるかと思しますので、皆様方で考えていただきたいと思ひます。この資料では、あまり大きな負担ではないのかなと思ひますが。
- 田本委員： 原則週1回3時間という大原則があつたと思ひますが、今いただいた資料では週2回午前と午後を利用という例まで紹介されています。素朴な疑問でここまで試算したのには何か理由があるのでしょうか。
- 広瀬係長： おっしゃるとおりです。勢いで作ってしまいましたが、今の実態に合わせたというところもあり、そういった団体が今後も出てきた場合を想定しております。
- 柳沢会長： この表では1時間単位で考えていますけど、週1回60円というのは1時間20円と考えてよろしいですか。
- 久米課長： あくまでも現行の条例から出した試算にしておりますので。
- 広瀬係長： まず現行の条例を見ていただくためにも、それに合わせた試算になっています。これをベースにお考えいただくともう少し料金を上げるべき、下げるべきなどのご意見が出てくると思ひます。本日はお時間の都合であまり深いところまで議論できませんが、現行の試算をご理解いただいて新しい料金案などを次回また詳しくご案内できればと思ひます。
- 久米課長： 一番多い種目のバレーなどがあると良かったのですが、週1回体育館利用で1チーム20人とすると、1回あたりの使用料が2300円なので1人あたりの月負担が460円でしょうか。週2回の活動だと倍の920円ということになります。
- 宮崎委員： 質問ですが、この現行の条例でこの金額が決まっているということは、その条例を変えることも含めて考えていくということによろしいでしょうか。
- 久米課長： 審議会での答申として出しますので、条例を変えるべきという答申を出すこともできます。この条例自体ももう何年も変わっていないですから。
- 紙谷部長： 使用料については委員会を作って全庁的に施設などの使用料を調整したことがあつたと思ひます。
- 広瀬係長： 私の知る限りで若干見直しはあつたにしても金額的にはそう大きく変わっていない気がします。
- 宮崎委員： 少年団体はぜひ利用料の免除をお願いいたします。あと、受益者負担と考えるのであれば、ナイター照明の費用についてや、自分達で鍵の開け閉めをしている学校と、シルバー人材センターの管理人を配置している学校とで料金は違ってくるのかなと思ひます。あまり細かくするとややこしくなりますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。
- 広瀬係長： ナイター照明は当然照明料の単価を設定し、その他の使用料についても分かりやすく表現したいと思ひます。
- 丸山(昌)委員： 別件でよろしいですか。徴収方法について、1回毎、1ヶ月毎、回数券と記述があり、1回毎であれば支払窓口がスポーツ振興課のみで回数券であれば区民事務所や地域学習センターなどで支払が出来るとなっていますが、あまりイメージができないのでどうしてこのような区分けにしたのか違いなどを説明していただければと思ひますが。
- 高橋主任： 1回ごとでも1ヶ月ごとでも払う時に納付書を使って考えたのですが、例えば1回毎とした場合1600ある団体が使うたびに窓口へ行くという形になりますので、その事務を区民事務所で今の業務のほかに行うと考えた場合かなりの負担となると想定されます。細かいところはまだ詰めていませんが、納付書での支払の場合はある程度は一本化してスポーツ振

興課でやり取りせざるを得ないのではないかということで、こういう形で載せております。

久米課長： 納付書は案外面倒なところがあります。銀行と新たに協定を結んで番号をもらい、さらに手数料を払い毎月銀行から送られてくるカセットで電算処理をするなど非常に膨大な事務となります。規模の大きな国民健康保険などであれば電算振込みが必要ですが、学校開放程度の業務でやるとなると経費の方が多くかかってしまいます。そうすると窓口で払っていただくのが一番シンプルということになります。

ただそれを区民事務所に依頼するとなると、今高橋が申し上げたように区民事務所自体がパンパンな状況なので新たに頼むことは非常に難しいです。そうするとスポーツ振興課の窓口でのみということになったのですが、やはりそれでも事務料としてかなりあります。区民にとって一番便利なのはネットや携帯での支払いがありますが、その運営のための経費と維持費がものすごくかかるわけですから学校開放では到底ペイしません。

丸山（昌）委員： 回数券だとするとそれぞれの場所によって金額が変わってくるわけですからそれだけの種類の回数券を作っていくわけですね。

飯ヶ谷副会長： 粗大ごみ用のシールもコンビニで買えますよね。多分回数券もあのイメージで良いと思います。1回毎にスポーツ振興課に利用団体がお金を払いに行くのはまず無理だと思います。

古田委員： 利用団体が出す報告書があると思いますが、そこに回数券を貼って出すのが一番良いと思います。そこに添付するのも回数券ではなく100円券などの金券にすれば多くの種類を作らなくて済みます。

飯ヶ谷委員： 回数券にするとしても、販売場所に区民事務所や地域学習センターなども追加していただかないと、日中働いている方は平日の役所が開いている時間に購入には行けませんので、夜間開いているところでも購入できるようにしていただきたいです。

丸山（昌）委員： 例えば先ほどの春日部ナンバーの車で来ている団体ではないですが、そういう方たちは回数券を買いに来るためにお仕事を休まなきゃいけなくなったりしますよね。

丸山（悦）委員： 利用する以上それは仕方がないと思います。誰かが行かないと。

平柳委員： あとは運営委員会の時に、体育指導委員の方は大変になるかもしれませんが、もしくは運営委員会に職員が行って売るというのもあります。運営委員会であれば団体が皆来るわけだから、手っ取り早いと思います。

飯ヶ谷副会長： 運営委員会でとなると団体にとっては一番簡単ですが、体育指導委員にとってはあまりに大変です。

柳沢会長： 使用料金については何かご意見ありますでしょうか。

久米課長： 色々なところで地域の方とお話をする機会があるのですが、少年団は地域の子どものためにコーチの方々も皆ボランティアで土日朝早くから手弁当で時には家庭不和の原因になりながら、本人が好きでやっていると言われればそれまでですが、地域のために頑張っているだけだと思います。そのため少年団体による使用料は免除か減額としてほしいとよく言われます。あともう一つよく聞くのは、たとえ10円でも高いと言う方もいらっしゃるだろうということです。50円だから安い・月に300円だから安いというのは通用しないと。どうしても今までタダだったのが払わなきゃいけないのかと必ずなると思います。

紙谷部長： 有料化する際には根拠が絶対必要になってきます。例えば施設が新しくなるとても立派になったとなると根拠を立てやすいのですが、今までと同じような形で使っているのに、使

用料が上がったりしますと、それはなぜなのか理由を必ず求められます。感覚的に高い安いだけではなく、なぜこれだけの使用料となるのかを説明する必要があります。

柳沢会長： 例えば体育館の光熱費を試算するというのは可能ですか。

広瀬係長： できます。

久米課長： 学校の電気代は皆さんが驚くほどの金額がかかっています。授業が少し延びただけで電気料金がものすごく高くなります。

田本委員： 教室も今はカーテンを閉めないと眩しくて勉強ができないのでカーテンを閉めた上で電気をつけて授業をしています。恐らく莫大なお金がかかっていると思います。

体育館やグラウンドでどれくらいの光熱費がかかっているということや、学校開放に関わる人件費がこれだけかかっているという数的根拠を出せば、利用者を納得させやすいと思います。

久米課長： 家庭の電気代とは桁が違いますから。体育館は多分朝から晩まで3日間つけただけで1家庭1か月分の電気代ぐらいになると思います。

宮崎委員： 使用料の問題と減免の問題がありますよね。何回もお話して申し訳ないのですが、少年団体は減免の対象としてほしいです。町会や自治会などの地域団体も同じく減免の対象としてお考えかと思います。PTAについてもお金を取るわけにはいかないと思いますが、そもそもPTAは開放団体に入っている必要があるのでしょうか。学校行事ではないのでしょうか。

古田委員： 学校でバザーやお祭りをする際には、PTAが主導となり学校行事ではなくPTA行事として行っています。

宮崎委員： PTAのソフトボールとして登録している団体があるかと思いますが、そういうものはPTA行事とはまた別なのでしょうか。

飯ヶ谷副会長： OBだと思います。現役のPTAの練習や試合はPTA行事としてやっています。

丸山(悦)委員： PTAが運営委員会に出席して開放団体と交流を持っていればいざというときにお手伝いも頼めます。

田本委員： 基本的に季節的な行事でソフトボール大会があるので1度だけ校庭を使用したいというのは登録していないと思います。毎月1回使いたいということであれば登録して使ってもらえばあると思います。あくまでもPTA活動ではなくPTAを主体とした親睦という形だと思いますので。

宮崎委員： そういった団体は減免の対象にはならないということですね。

柳沢委員： 時間をかなりオーバーしてしまいました。固まっていないところがいくつかありますので、再度次回の委員会の中で議論していただきたいのですが、まず事務局で整理していただきたいと思います。

12条のところでは中学校の通学区域の範囲をどうするかということと、5人は残すかどうかということ。営利事業について、営利事業の定義をどうするかということ。最後の利用料金のところでは、料金を検討するための何か参考となる根拠を一度示していただき、それを基に一回いくらかの利用率とし、減免をどれくらいするという。これらについて整理していただきたいと思います。

今日のところはここ辺で終わりにしたいと思います。いかがでしょうか。他にこれというのもしありましたらお願いいたします。

紙谷部長： 地域体育館の使用料なども参考に資料として出していただければと思います。

柳沢会長： それではそれも追加で資料を出していただくようお願いいたします。時間をオーバーしてしまいましたが、活発なご議論をありがとうございました。来年の審議会もよろしくお願いいたします。年内の委員会をこれにて終了にしたいと思います。皆様よいお年をお迎えください。

学校開放事業審議会

第6回会議録

日時：平成23年1月25日(火) 午後2時から4時まで

会場：南館4階 作業室

出席者：審議会委員・・・ 柳沢和雄会長、飯ヶ谷美恵副会長、丸山昌哉委員、田本登喜雄委員、
下川佐智子委員、丸山悦男委員、古田正彦委員、岩城武委員、
大島重信委員、杉本信行委員、平柳茂雄委員、長谷川京子委員、
宮崎計亮委員、鈴木良太郎委員、
教育委員会・・・ 紙谷生涯学習部長、久米スポーツ振興課長、
広瀬振興係長、石井主任、中山主任、高橋主任、日高主事
(以上21名)

1 挨拶

審議会会長挨拶

柳沢会長： 第6回の足立区学校開放事業審議会を開催させていただきます。あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。寒い日が続きますが2月には少し暖かくなるという予報もあります。審議会も残すところ今日を含めて3回になりました。本日の事務局資料はまとめに向けての方向性を示した資料になりました。前回は時間をオーバーしての議論となり、委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。登録団体の人数や在住在勤者の割合や人数、受益者負担についての使用料など。その中で営利活動をしている団体についての情報もいただきました。本日は前回の宿題を事務局で検討していただき、主に登録団体の罰則規程や営利活動の考え方、使用料金の考え方などについてご審議いただければと思います。

非常に難しく判断しかねる部分もかなり出てくるかと思いますが、遠慮なくご意見をいただき良い仕組みを作っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

教育委員会挨拶

久米課長： 皆様こんにちは。部長の紙谷ですが、議会に参加しておりますので、1時間ほど遅れて顔を出すと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

私からは少しご報告をさせていただきたいと思っております。これはまだ3月の定例議会を通ってからの話でございますが、組織の変更が予定されております。今月末のプレス発表でも区長から話が出ますが、この学校開放事業審議会をやっておりますスポーツ振興課が、現在の生涯学習部という名前を変え、来年度教育委員会から区長直轄の部に入る形になります。名前は地域のちから推進部スポーツ振興課になります。教育委員会には新たに幼児教育の分野が入る予定です。これはあくまでも大きな組織改変の一端です。また24年度には大きく組織が変わるのではないかと予定されております。

来年度、スポーツ振興課の業務について大きな変更はございません。この学校開放事業につきましても引き続きスポーツ振興課で行ってまいります。今後の組織改変の中では学校開放事業について話題になることがあると思いますが、今は現在の状況の中で審議していただ

ければと思います。また教育委員会から離れることになり、学校開放が同じ教育委員会の中での所管としてやっていたものが区長部局と教育委員会とに分かれる形になります。意思の疎通が厳しくなるところがあると今から予想され、それが今後の課題として残るかと思えます。現時点ではあくまで案の段階で、来月3月に結論が出るという形です。議会説明も終わったので皆様にはご報告させていただきました。以上でございます。本日は活発なご議論をよろしくお願いいたします。

第5回学校開放事業審議会報告

日高主事： 昨年12月21日に行いました、第5回学校開放事業審議会の報告をいたします。前回は、体育指導委員会で行った運営委員会実施状況のアンケートのご報告を飯ヶ谷副会長よりしていただきました。その後の議論の中で、予定表の作成などの事務的なものについては、運営委員会で担当し自立する一方で、学校づくりや地域づくりなどの活動については学校と積極的に連携を取っていくべきとのご意見がありました。2番目に、学校開放の新要綱について、事務局で再度作成した要綱案を見ていただきました。その中で、営利活動の基準や、構成員の在任在勤の条件、空いている場合の複数回の利用についてのご意見をいただきました。最後に、受益者負担のあり方・方向性ということで、今ある条例をそのまま摘要した場合の負担額や、有料化を実施した場合の徴収方法について、事務局よりご説明させていただきました。有料化実施にあたっては、根拠を区民の方へご説明する必要があるとのご意見、また、その際にはきちんとした数的根拠を出すべきとのご意見がありました。第5回審議会報告は以上です。

2 審議会

(1) 新要綱・新要領について

広瀬係長： 事前配布資料「足立区学校施設の地域活用に関する実施要綱(案)」「足立区学校施設管理運営委員会要領(案)」説明

各委員の皆様の活発なご意見により大変充実した中身になったと考えております。2月の審議会までにお目を通していただき、ご意見を賜りたいと考えております。ご参考までに、下線が引かれている箇所が修正をしたところです。現在の要綱と見比べていただき、再度確認いただければと思います。有料化が決定した場合にはこの要綱の中にさらに条文が追加される予定です。

もう一つの要領は運営委員会の中身について記載されたものです。こちらは大分変更となっています。特に運営委員会にはこうした働きかけをしていただきたいという内容が多く付加されていますので、そこにつきましてもお目を通していただければ幸いです。要綱、要領については以上でございます。

柳沢会長： ありがとうございます。本日は時間の関係上、要綱要領については議題にあげませんので、ぜひご一読いただき次回に不備な点等ご指摘いただければと思います。山本委員のご意見について説明はありますか。

広瀬係長： 山本委員からのご意見について触れさせていただきます。(配付資料説明)

まだ本日お配りさせていただいた要綱、要領には反映させていただいておりませんので、この点についても次回まとめていきたいと思えます。

柳沢会長： それでは2月にまとめるということですのでよろしくお願いいたします。次の議題に移ります。
登録団体代表者の役割及び登録団体の罰則規程について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

(2) 登録団体代表者の役割及び登録団体の罰則に関する規程

広瀬係長： 「足立区学校開放団体の罰則に関する規程」について説明

柳沢会長： ありがとうございます。こういった規程は今までになく、非常に珍しいケースですが、地域スポーツを進めていく上でも大事ではないかと思えます。1条から7条までご説明いただきましたが、ご意見等いかがでしょうか。

広瀬係長： 補足ですが今まで私が担当した中では、団体に対しての文書注意は何度かありました。登録の抹消というところも数団体ほど出ております。文書注意については、近隣の住居にボールが飛び込んでガラスを割ってしまったのをそのままにしてしまったケースや、通行人に当たりそうになってトラブルになった、車を傷つけてしまったなど、ボールにまつわる注意が非常に多いです。

柳沢会長： この委員会まで事案を上げる過程はどのようにお考えでしょうか。各学校の運営委員会の会長さんからの依頼に基づいて委員長が委員を招集するという段取りでしょうか。

広瀬係長： そうですね。罰則等で非常に厳しい措置を取らざるを得ない事例が発生した場合に、果たしてそれでいいのかどうか判断するために委員会組織を設けましたが、逆にそこまでしなくてもいいのかなというご意見もあろうかと思えます。その辺を皆さんにお伺いできればと思いますが。

宮崎委員： この罰則規程ができることによって今までより良くなるところは、処罰を与えることについて全員の話し合いで行われることになるという点かと思えます。一方で、例えば罰則を受けて登録抹消されたとしても、名前を変えて近くの他の学校で再度登録するというケースが出てきます。

柳沢会長： 恐らく罰則を与えることが狙いではなく、要綱の18条をきちんと守っていただくことが大きな狙いになっていると思えます。

飯ヶ谷副会長： 流れとして会長から委員会に上げるとありましたが、利用中に事故やトラブルがあった場合、すぐに運営委員会会長に連絡が入るかというところではありません。まず学校もしくはスポーツ振興課の方に連絡が入ります。今会長がおっしゃったように、罰を与えるというよりも、このような規程を作ることによって利用団体の皆さんにこういった組織があるのだと認識させる方が大きいと思えます。今までどこの学校でも色々なトラブルがあったのですが、それをどのように処理していたかという、個別に事務局に報告をし、その都度対応を決めてきました。そうした明確なルールがない中で、会長が運営委員会の中で団体の皆さんと一緒に独自のルールを作ってやっていたり、一方では全く罰則がなかったりするところもありました。今後このような組織ができれば会長もルールを守らない団体に注意しやすくなると思えます。

質問ですが、この委員会は定期的にはではなく、何かあったときに召集されるということですのでよろしいですか。

柳沢会長： よほどの事例ではないと召集はないと思えます。例えば5人以下で使用してしまった、というのがありますし、運営委員会を無断で欠席というのがあります。このようなケースを委員会に上げて審議するかというところではないと思えます。本当に重大な問題が出

ただ時だけで、それ以外については各運営委員会での注意で実際に動いていくのではないかと。

広瀬係長： 団体のルールに反した行為を公にすることも重要なポイントになるかと思います。私自身自問自答したところですが、罰則規程の利用停止期間について、実際どう決めればいいのか難しいところです。その時の委員のご意見で決まるとは思いますが、このケースは1ヶ月、このケースは半年だと判断していくのは難しいと思います。

柳沢会長： 期間についてはある程度事例がたまればおおよそのラインができるのではないかと思いますので、これはこれでいいと思います。他に何か意見はございますか。

鈴木委員： こういったものはやはりきちんと規程があったほうが良いと思います。

少し気になった点についてですが、罰則の第2条に「要綱第18条に基づく」とあります。従ってこの18条の項目の中に「罰則については他に定める」と入れ、規則あるいは細則という形にして作ってはいかがでしょうか。初めての試みなので実際にどのような形になっていくかはこれからになると思いますが、今回のものを基本的な形として、内容については今後社会通念が変わっていく中で考え直していくこともできますので、このまま進めていくのが良いと思います。

柳沢会長： 条文については調整をしてぜひ生かしていきたいと思います。

広瀬係長： もう一つすみません。代表者の役割に関する規程についても説明させていただいてよろしいでしょうか。（「学校開放登録団体代表者の役割に関する規程」について説明）

従前、問題となっていることですが、場所取りの方だけで、会を代表する方が運営委員会に出席していないという現状がございまして。運営委員会には利用団体の代表者が出席していただきたいという気持ちを込めて作りました規程です。その他運営委員会の会長であります体育指導委員の皆様から出た意見から作った項目もございまして。以上です。

柳沢会長： 代表者の役割を明記して各団体が運営委員会に協力するというところでございまして、過不足等ございましたらよろしくお願ひいたします。

宮崎委員： 今事務局の方からご要望にあった、できるだけ代表者に運営委員会に参加してほしいというのは、意図としてよく分かりますが現実はかなり難しいと思います。私が所属している団体は学校開放担当役員という者がおり、その方が運営委員会に出て行くということになっていきますので。規定にも代理という文言が入っていますから、やはり状況としては今とあまり変わらないかと思ひます。

質問ですが、先ほどの罰則規程の代表者というのは団体代表者本人のことを指しているのでしょうか。この場合代理者というのは認められるのでしょうか。

広瀬係長： 代理でも構いません。

宮崎委員： 代表者本人になるべく出席してもらおうというのであれば、何かもう一つ考えないとなかなか難しいと思います。小学校などは昼間に運営委員会を行われることもあるので、ますます代表者が出るのは難しい気がします。

飯ヶ谷副会長： 実際には私の担当する学校でも、運営委員会に代表者ではない会議担当の方が出席されています。そのような団体は非常に多いです。代表者の方は仕事があって夜の会議にどうしても間に合わないからだと思います。団体の方と連絡が取りづらいという問題もあります。例えば今のようにインフルエンザの流行などで急遽開放が中止となっても、なかなかつかまりません。私は以前連絡網を作っていたのですが、今は個人情報の関係で作るのを止めて私から直接連絡するという方法を取っています。従って実際には日ごろ連絡の取れる方が中心

となって運営委員会に出ているのが現状です。

柳沢会長： できるだけ代表者の方に来ていただきたいと思いますが、実際なかなかそうはいかないので、代理の方でもよろしいのではないかと思います。

宮崎委員： ただこの規程は良い規程なので、積極的に代表者の方が出て行こうとなる団体も出てくると思います。

飯ヶ谷副会長： 中には毎回違う方が出席される団体があり、そうすると地域貢献などの話がしっかり団体の中に浸透していかない可能性があります。団体代表者の方に責任感を持っていただく意味でも、この規程は代表者という形にしておいたほうが良いと思います。

広瀬係長： 新規の登録時に、こういった文言が団体の皆様の目に触れると、緊張感をもっていたけるのかなと、そういった意味でも非常に効果的だと思います。

柳沢会長： 表現を工夫していただきたいところが2つあります。2条の「団体を統括し構成員を指導できる」という表現と、3条の5の「運営委員会の活動に参画するとともにリーダーシップを発揮し」というところで、リーダーシップという言葉は規程ではあまり使わないという印象があります。メンバーとトラブルなどもそうでしょうか。その辺の表現についてもう一度検討いただきたいと思います。

広瀬係長： ご指摘のとおりでございます。修正してまた皆様にお伝えしたいと思います。

鈴木委員： 表記の仕方についても、片方は程で片方は定となっているので、統一したほうが良いと思います。

柳沢会長： よろしいでしょうか。それでは次の議題の営利活動についての考え方についてご説明をお願いします。

(3) 営利活動について

広瀬係長： 資料「学校開放営利活動について」について説明

営利活動については判断がかなり難しく難題ではあります。しかしながら統一した見解は当然必要だという皆様のご意見、そしてどんなことが言えるのかというところを、資料としてまとめさせていただきました。

柳沢会長： ありがとうございます。登録更新時の確認事項と月5千円の会費を集めている団体のチェックについて出ています。他にはお金の動きを図にして説明していただきました。

広瀬係長： 参考までに前回の登録更新時は、8千円以上の会費の団体にはその用途や会計報告についての確認をさせていただいた経緯がございます。それを今回5千円に下げたというところがございます。

柳沢会長： 8千円でチェックした時には、どのくらいの団体が引っかかりましたか。

広瀬係長： 10数件あったと思います。

宮崎委員： 内容は何の問題もないと思いますが、これは内規でしょうか。あるいは文書として各団体に配布されるものですか。

広瀬係長： これについては配布するつもりはありません。

宮崎委員： 登録時・更新時にこういう考え方という、スポーツ振興課の考え方ということでもよろしいでしょうか。

広瀬係長： そのつもりで作らせていただきました。また、委員の皆様との共有ということで、有料化というものをどのように考えているのかというご質問・ご指摘に対しましてのものでござい

ます。

宮崎委員： そうすると例えば新しい団体が登録するときに、営利にあたるので登録できないということにはならないですね。私は逆に知らせた方が良いのではないかと思うのですが。

丸山（悦）委員： 質問ですが、学校開放の営利団体と趣旨がずれるかもしれませんが、総合スポーツセンターを優先的に使っているサッカーチームは、以前月会費が1万円だと聞いたことがありましたが、その辺は営利団体にはあたらないのでしょうか。

広瀬係長： それにつきましては、今ここでは皆様にご案内すべき内容ではないかなと思います。

杉本委員： 更新時に会計報告を出すようになっていますが、内容について正直に書いて出しているのかどうかというのは分からないのではないのでしょうか。あと、営利に該当する可能性のある団体は私の感覚では子供たちを対象にした団体が多いのではないかと認識しています。少年サッカーや少年野球など、組織としてどのように判断をしていくのか。運営委員会の中でも実際に話が出るのですが、営利目的ではないかと直接聞きづらいことがあります。このような場合に先ほどの罰則規程を基に組織に報告するというようにしていかなければ、ただの噂で終わってしまうと思います。

久米課長： 新規登録の申請時には団体規約をチェックしたとして、実際何年か経って変な噂がたった時に、具体的に誰がその実態を調べていくのかということですね。登録更新時にはまた要件を確認しますが、嘘の書類は書いてこないという前提ですから、実際は違う運営をされているというのは書類では見抜くのは難しいです。

広瀬係長： 実際に登録更新事務については今年の10月から半年かけて行う予定ですが、一つの基本原則というものをしっかり我々の方でも把握しているのとしていないのでは全然違います。ある程度の規制を張っているところを、知らせることは当然必要ではないかと思っています。ただ、長年の実績のある団体さんもあるかと思いますので、そこを闇雲に突然登録はできませんと除外して良いのかどうかは難しいと思います。

久米課長： 宮崎委員がおっしゃったように、やはり最初の登録の時や登録更新で、団体にこういうのはいけないというのをきちんと出しておくことが必要なのでしょう。

宮崎委員： 私が持っている感覚としては、例えば書道教室を行うのは駄目で、書道サークルをみんなで行うのはOKということですよ。

広瀬係長： 分かりやすいですね。

宮崎委員： だから同じくサッカー教室を学校でするのは駄目ですよ。そのような感覚で利用している団体が分かれば、営利活動の利用を防げると思います。

柳沢会長： これは利用団体に方に配付できるようなペーパーにするということによろしいでしょうか。その際に5千円という基準はどういたしますか。実際は難しいと思いますが。

杉本委員： 団体の人数にもよるのかと思います。例えば月5千円としても人数が少なければ大した額にはならないと思いますが、20人30人と大きな団体になると、収入額が増えお金の使い道についても複雑になると思います。会費が3千円や1千円でも100人いれば大変な金額になります。それらがきちんとスポーツ用具やユニフォーム等メンバーに還元されているかというところが重要だと思います。

柳沢会長： 金額をここに書くやり方と、先ほどの営利活動のケースを「こういうものもありました」という形で事例として羅列して、こういった団体は登録できませんよというものを作るのはどうでしょう。

久米課長： 良いアイデアですね。スポーツ・文化で一つずつぐらい載せて、こういうものは駄目で
すよと分かりやすく説明できます。

飯ヶ谷副会長： 自分達でサークルとして活動していて、別に指導者をお願いして謝礼を支払っている
団体はそんなに多くないと思います。先ほど言ったとおり少年野球やサッカーなどどうして
も指導者を付けないと上達しないような団体さんには謝礼というものが出てくるとしま
すが、子ども達のお父さんたちが指導者となって、監督も自分の子どもが卒業した後もやっ
てくれているというところが多いような気がします。比較的サッカーの方が指導資格などラ
ンクがあって、そういう方に指導をお願いしたときには謝金をちゃんと支払っているとい
うことかと思えます。

今まで学校の使用料は免除されてきたので、全く会費を集めずに活動してきた団体もあり
ます。私の担当する学校を使っている団体の半数以上は会費を集めていません。謝礼等が発
生するところは、きちんとした内訳が載っている会計報告出してもらっています。ですから
5千円と金額を載せてしまうと、少ない人数の団体は施設使用料だけでそれだけ集めなくて
はならなくなる可能性も出てきますので、妥当ではないと思います。金額は載せずに、営利
活動はいけないという言い方のほうが良いのではないのでしょうか。

事務局の方で把握するための基準として5千円、8千円と決めておくというのは良いかと
思いますが、金額を出すとそれに合わせて会計報告を出す団体も出てくるかと思えます。

広瀬係長： 次回までに事例を作らせていただいて、ご意見をいただきたいと思えます。

柳沢会長： 判断の難しいところですが、よろしく願います。それでは次の議題に移ります。受益
者負担のあり方という大事な議題ですが、その方向性について、事務局から説明をお願い
いたします。

(4) 受益者負担のあり方・方向性等について

高橋主任： 受益者負担のあり方、方向性について説明をさせていただきます。前回の審議会で学校開
放の受益者負担ということで、現在の条例上の施設使用料をお示しさせていただきました。
それをそのまま適用した場合、各団体の負担額がこれくらいになるのではないかといくつか
団体の例をあげさせていただきました。

また、徴収方法についても前納、後納また回数券を使うなど、いくつか説明をさせていた
だき、そこでいろいろご意見をいただき、学校の電気代というのは実際どのくらいかかっ
ているかという宿題もいただきましたので、今日は特にその点について説明させていただき
たいと思えます。(資料「学校開放年間電気料金(小・中・夜間校庭)」を元に説明)

柳沢会長： ありがとうございます。まず資料についてご質問はございますか。

飯ヶ谷副会長： 年間4億の電気代というのは、学校開放以外の普通の学校教育活動の部分を全部入れ
てですよ。

高橋主任： そうです。

飯ヶ谷副会長： 今日の資料をざっと足してみると、学校開放で使っているであろう部分で、大体3,70
0万円位ですか。

久米課長： 実感としてどうでしょうか。

丸山(昌)委員： 全体の1割ですね。私はもっとかかっていると思っていたのですが。

飯ヶ谷副会長： これから有料化になる説明を利用団体さんにしていくことになった場合、皆さんが使

っている電気代などが、この位かかっているのだという説明をしていくことが、お金を徴収していくうえでは必要になると思います。利用団体は今まであまり電気代も気にせず使っていたと思いますが、学校では年間この位電気代がかかっていると、説明するには良い材料だと思います。あと水道代についてはどうなっているのでしょうか。

高橋主任： 水道のほうは開放分のみ算出するのは難しく、今回出していません。

飯ヶ谷副会長： 水道の使用というのはトイレくらいでしょうか。

紙谷部長： こうした分については今まで税金で賄われていたのですね。

鈴木委員： 1回3時間使うとどの位電気代がかかるのか、その例題を出してもらって分かりやすいかと思います。また、ガス代などはかかっているのですか。

高橋主任： 基本的にはガスの使用はありません。

鈴木委員： 本当にこれで済んでいるのでしょうか。ナイターでも3時間やってこれ位の金額なのですか。

柳沢会長： 現行条例だといくらぐらいですか。減免なしとして。

飯ヶ谷副会長： 現行だと夜間1,500円です。今は免除されていますが、足りないのではないのでしょうか。

久米課長： 照明の設置料やメンテナンス費用もかかっています。昨年も落雷でナイター照明が壊れ、修繕に数十万かかりました。

丸山(昌)委員： 学校はプールの時期などには色々なことが起こる可能性があるのですが、本校の場合は毎朝、毎夕に水道メーターのチェックをしています。朝は7時、夕方は5時に、当然夜間の開放団体は5時以降に入ってくる人が多いのですが、次の日の朝確認しても水道メーターはほとんど動いていません。本校での規模ですとだいたい夏は1日18立方メートル、冬場が15立方メートルです。電気代1割というのも妥当なのではないかと思います。学校が持っているデータで出せる分として、水道については今のような状況ですので、あまり使っていないと推測できます。

杉本委員： 自主管理ではないところは管理人を置いていますのでさらに人件費がかかっています。

飯ヶ谷副会長： 区も営利でお金を取るわけではありませんから、使った分に見合う分だけ徴収するのだと思いますので、これぐらいかかっているということ、利用されている皆さんにお知らせし、理解していただきたいと思います。

広瀬係長： 体育館の電気料金を利用人数1人当たりどの位かなと計算してみたのですが、1人当たり年間650円ぐらいになります。

鈴木委員： 良い数字ですね。

宮崎委員： これに管理人さんの経費も入りますから。そういった経費を押しなべてやると1時間いくら位かかるのか、そういった計算はしていないですよ。管理人がいる学校、いない学校で差をつけるとややこしい話になりますので押しなべた方が良いでしょう。

飯ヶ谷副会長： 既得権ではありませんが、何十年も活動されてきた団体からすると、新しい団体の受入れも難しいと思いますが、電気代がこのくらい税金から出ているので、どの人も平等に使う権利があるという話をさせていただきたいと思います。

柳沢会長： 基本的な考え方についてはよろしいでしょうか。電気代等がこれ位かかっているということで団体の皆さんにご理解をいただきましょう。

次回現行の条例の額と仮に管理人の経費も含めて試算してみたときの、大体1回3時間使

うとどの位になるかというものを作っていただけたら、ありがたいと思います。

宮崎委員： 夜間照明の1時間あたり648円というのから体育館1時間あたりの129.6円というのは、夜間照明代を500円としてしまうというのは一律になりませんか。他の地域では夜間照明代として500円を入れて使うところもありますので。実際はもっとかかっていると思っていました。

丸山（悦）委員： 利用料は少年団体については減免するという考えでよろしいですか。

柳沢会長： 減免の対象は、要綱に記載されていましたが。

広瀬係長： まだ特に記載してはおりません。委員の皆様のご意見といたしましては、子どもを対象としている団体、総合型地域クラブ、PTA活動等は減免措置をとるのが理想的である、というご意見が多数を占めております。PTAについては、親睦サークルとして登録している団体についてはその限りではありません。

杉本委員： 少年団体は夜間照明代についても徴収しないということですか。

久米課長： 今の流れですとそういうことになります。結論ではありませんが。

長谷川委員： 文化系の団体から申し上げますと、体育館の使用料を考えながら教室の使用料を考えていただきたいと思います。基本的にはこれで良いと思うのですが、かかっている電気代も広さも体育館と教室では違うと思いますので。

柳沢会長： 今日の資料では教室の使用と体育館の使用と分かれていますか。

高橋主任： 今日の資料は体育館のみの計算です。

飯ヶ谷副会長： 現行の条例で利用料が決まっていると思いますが、実際に徴収するケースはあるのですか。

紙谷部長： 学校開放以外で、テレビ撮影などが入る場合には徴収しています。

久米課長： 私がかつて広報にいたときには金八先生などの撮影があったりしました。そういった利用でも、条例で決まっている金額しか徴収しておりません。

飯ヶ谷副会長： 興本センターや鹿浜センターなどの地域体育館は有料で、私達もそこでスポーツをする時は使用料を払っています。そういった施設と比べてしまうと、新しい学校は違うと思いますが、それ以外は床が古かったり、更衣室が無かったり、当然シャワー室もなかったりで、団体が地域体育館と同じ位の使用料金を払うことに納得するか疑問です。

田本委員： 実際に電気代が1時間あたりいくらかかるかなどの細かい数字は示す必要はなく、学校は光熱水費であったりシルバーの人件費であったり、色々な経費が非常にかかるので、その分を回収しないとこれからは財政が成り立っていかないと説明する必要があります。細かい数字を並べると、数値ばかりが先走ってかえって混乱を招く恐れがあります。今日の資料は内部資料としてとっておくべきです。

使用料については、これから事務局の方で調整できると思います。地域の体育館との差については、確かに多少つけるべきと感じます。

これから高齢化になって余暇を楽しみたいお年寄りの活動場所や、子供たちの放課後や休日の居場所をどうやって広げていくのかということを原点に考えれば、有料も仕方が無いと思う反面、せめて料金は安くしたいというのが本音です。子供とお年寄りのサークルは無料でも良いのではないかと考えます。そういうことも含めて、原則広く区民に空いている区の施設を開放して、文化スポーツ的に向上していけるかが、この学校開放の一番の目的だと感じています。

柳沢会長： ありがとうございます。今先生がおっしゃったとおり、細かい数字は内部資料でとっておいたほうが良いと思います。

紙谷部長： 答申の骨子の中では細かい数字は出さず、あくまで議会などで聞かれた時の資料として必要になってくると思います。

柳沢会長： 比較表は参考のために作っておいていただければと思います。

それでは今骨子の話が出ましたので次の議題の審議会の答申骨子について、まとめに向けてのレジユメが出来ておりますので、これも事務局の方から説明をお願いいたします。

(5) 審議会答申骨子について

広瀬係長： これからの学校開放事業のあり方について、この審議会からの答申項目を立ててみました。このとおり文章化して肉付けしていきますと、だいたい30ページ近くにはなるかなと考えております。この答申は区民の方にできるだけ判りやすい表現と、易しい表現ということが命題となっております。本日ここでご議論いただくのではなく、まずもって事務局のほうで肉付けをしたものを、次回2月の審議会にお示ししたいと考えております。そこでまた、皆様にお目を通していただきまして、大変恐縮でございますが宿題とさせていただきますご指摘をいただきたいという流れでございます。

特に皆様方からのご意見を強調したいところが学校開放事業のあるべき姿、あるべき運営というところ です。区民誰もが利用できる学校開放、ルールを守り規律のある活動展開、自主自立した学校開放事業の運営、学校・地域に向けた取り組み、学校施設利用における受益者負担と。こういったところで有料化に向けた文言が入ってくるかと思いますが、あくまでも答申ですので、できるだけ皆様のご意見を漏れなくこの答申に反映していきたいと考えております。そして参考資料といたしまして、主だったところを付け加えさせていただきたいと思っております。以上です。

柳沢会長： ご質問、意見はございますか。

広瀬係長： これに関連することといたしまして、8月の第一回審議会から、本日までの審議内容、議論の焦点、そして皆様から出た主な意見を簡単に1枚でまとめたものをお配りさせていただきました。これもご参考までにお時間のある時に、お目を通していただければ幸いです。そして次回2月3月いよいよまとめの段階に入りますので、これについてももう少し言っておきたいなど、ぜひご意見をいただきまして、フィードバックしていきたいと思っております。

柳沢会長： 確認ですが答申が決まった後のスケジュールはどうなりますか。

久米課長： 事務的な話ですが、まず答申案の段階で一度内部で見させていただき、フィードバックさせていただきながら出したいと思っております。答申を出す時期も多少動く可能性があります。答申の内容によっては、実現の可能性であるとか、予算付けだとかが出てきます。過去の例でいきますと非常に厳しい答申が出た場合、区民へ与える影響が強い場合、また議会が通らない、根回しが間に合わないということがあれば、多少ずれてくる可能性もございます。慎重なる調整を実施の上で答申が提出され、それに対して区が予算付けをし、うまくいけば24年4月1日からなんとか実施にというところ です。

紙谷部長： 審議日程についてはまた会長とも相談させていただくと同時に、現在の審議の状況について教育長に報告して、ずれがないか確認したいと思っております。区長にも中間報告をしてご意見等をもらい、またフィードバックするというのも当然ありうると思っておりますので、皆様には

ご迷惑をお掛けしますが当初3月だった予定がずれ込んでくる可能性もあります。

柳沢会長： わかりました。あと2回ありますけれども、スケジュールを頭に入れておきながら、このまとめをご検討いただければというような状況です。

宮崎委員： あと2回ですので4点だけ挙げさせてください。

1点は簡易照明校について、これまで全く触れられてきませんでしたでしたが引き続き開放していただきたいと思います。

2点目は私個人が関わっている団体について言うのはいかがかと思うのですが、足立区学校施設の地域活用に関する実施要項案でいくと、うちのチームは足立区中の中学校から18名くらい集まっていますが、1中学区域から5名というのは、現実的にはなかなか難しいので、生徒が卒業したりして構成メンバーが入れ替わると登録団体の要件を満たせなくなる場合が出てきます。そのようなチームに対して原則論から考慮していただけるのかどうか。

3点目は中学区域の中から1校選べるということなので、どこの学校が空いているのかという情報を得られるようになるのか。今は一切公表されていないと思いますが、それができるのかどうか。

最後が一番大切だと思いますが、学校の活動に学校開放を通じて協力していくというのは、実際どういったことを意味されているのか。そこがあまり明確ではないので、具体的に何を協力すれば良いのでしょうか。この4点をぜひ次回に少しでもふれていただければありがたいです。

柳沢会長： 他にございますか。

岩城委員： 今回の宮崎委員のご質問にありました学校への協力についてですが、私が住んでいる千住地区では、千寿常東小が今年10周年になります。周年行事をやるにあたってこれから地域に呼びかけ協賛会を結成する予定です。その時に今まで学校を利用してきた学校開放団体にも協賛会に賛同していただきたいと思っています。

柳沢会長： なかなか関わりの難しい部分もあると思いますが、学校側の要望を待つだけでなく、運営委員会から地域の子供達やお年寄りにといい発想も必要になってきます。今後は受け身だけではなくという考え方をした方が良いのではと考えます。

久米課長： 学校だけではなく開かれた学校づくり協議会を通して貢献できることがあるのではないのでしょうか。

事務局から一つ、罰則規程について要綱18条に「マナーに関してトラブルが発生した時」という記載があり、こういうことをしたら罰則がありますよという流れで作っているのですが、事務局としてはこれも後ろ盾として使おうと考えています。吸ってはいけない所でタバコを吸う、入ってはいけない所に入る、車での来校は禁止されても車で来て路上駐車をするなど、注意をしても守らない団体は、罰則に基づいて利用停止にしたいと考えております。運用前には周知していきたいと思います。

広瀬係長： 地域に貢献し、学校に協力して子ども達をみんなで育てていくという視点があれば、区域外の方が来ても、共に協力していただけるということはむしろ素晴らしいことなのではないでしょうかというのが私の個人的な見解です。

柳沢会長： その辺はまた次回によろしくお願いいたします。本日は罰則規程と営利活動、受益者負担と大変難しい案件についてご意見をいただきました。およその姿も見えてきましたし、利用料金の話、答申の姿も見えてまいりました。次回もまた宿題も残っていますが、よろしくお

願いしたいと思います。

紙谷部長： 本日は遅れてきまして申し訳ございませんでした。

昨年の8月から審議会が始まり、こうして議論が煮詰まってきましたとなかなか方向を見出すのが難しいと思います。皆様の中で「これで行こう」というものができていけば嬉しいと思います。皆様本当に現場のことをよくお分かりになっており、私自身大変勉強となっているところでございます。風邪・インフルエンザが流行しており、学級閉鎖をしている学校もありますので、ぜひお気をつけて元気に過ごしていただければと思います。また次回もよろしく願いいたします。ありがとうございました。